

平成21年 第14回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成21年10月6日(火)  
開会 午後3時00分 閉会 午後4時16分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 上羽敏夫、文珠清道、森益美、米田敦弘
- 4 欠席委員名 岸田薫子
- 5 説明者 教育次長 水野孝典、教育理事 高橋忠彰、学校教育課長 増田卓雄  
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 谷口良明
- 6 書 記 教育総務課長 栗倉小夜子
- 7 議 事
- (1) 議案第122号 京丹後市立学校勤務府費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の制定について
  - (2) 議案第123号 京丹後市小・中学校音楽フェスティバルに係る共催について
  - (3) 議案第124号 第18回京丹後市小学校駅伝競走大会に係る共催について
  - (4) 議案第125号 第2回「京丹後市・木津川市」友好都市少年少女合唱団交歓演奏会に係る後援について
  - (5) 議案第126号 丹後吹奏楽団第21回定期演奏会に係る後援について
  - (6) 議案第127号 第14回京丹後市ソフトバレーボール大会に係る後援について
  - (7) 議案第128号 第3回ドコバレー杯 ソフトバレーボール交流会に係る後援について
  - (8) 議案第129号 平成21年度京丹後市PTA協議会研究大会に係る後援について
  - (9) 議案第130号 第46回弥栄町文化祭に係る後援について
  - (10) 議案第131号 第35回丹後町地区対抗駅伝競走大会に係る後援について
  - (11) 議案第132号 第25回小学生駅伝大会に係る後援について
  - (12) 議案第133号 第1回 浦島カップ in 網野 少年サッカー大会U-11に係る後援について
  - (13) 議案第134号 JFAキッズ(U-6/U-8)&レディース/ガールズ サッカーフェスティバル2009 & JFAファミリーフットサルフェスティバル2009に係る後援について
  - (14) 議案第135号 第18回上山杯争奪少年少女柔道大会に係る後援について
  - (15) 議案第136号 第18回中野真理子杯 京丹後市小学生バレーボール大会(新人大会)に係る後援について

【追加議案】

- (16) 議案第 137 号 専決処分承認について（網野体育センター剣道室での事故に係る損害賠償）

## 8 その他

### (1) 諸報告

- ① 教育委員会事務局職員の人事異動について（10月1日付）
- ② 社会教育指導員の体制について
- ③ その他

### (2) 各課報告

#### <学校教育課>

- ① 10月学校行事予定について

#### <社会教育課>

- ① 平成21年度京都府社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修について
- ② 第12回丹後町小学生陸上記録会について
- ③ 全国大会出場報告、激励について
- ④ 第26回国民文化祭について

#### <文化財保護課>

- ① 古代の里祭りについて
- ② 大宮町森本 松山遺跡発掘調査について

### (3) その他

## 9 会議録 別添のとおり（全15頁）

## 10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成21年11月5日

委員長 上羽 敏夫

署名委員 文珠 清道

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 上羽敏夫
- 〔被招集者〕 文珠清道、森益美、米田敦弘
- 〔説 明 者〕 教育次長 水野孝典、教育理事 高橋忠彰、学校教育課長 増田卓雄  
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 谷口良明
- 〔欠 席〕 岸田薫子
- 〔書 記〕 教育総務課長 栗倉小夜子

〈上羽委員長〉

開会に先立ちまして、岸田委員より本日は欠席する旨の申し出を受けておりますので、これを了解し、皆様にご報告を致します。

それでは、ただ今から「平成21年 第14回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

秋真っ盛りでございますが、全国ブランド「丹後こしひかり」の収穫も終わり、新米が食べさせて頂けますことの喜びを感じております。

京丹後市内の小・中学校でも新型インフルエンザが心配されますが、これから秋祭りや運動会等の行事があります。子ども達が元気で楽しい学校生活が送れますことを願っております。

ノーベル物理学賞を受賞した益川博士の「疑問」ということで、49年前に見た映画「太陽がいっぱい」の中で、見たことのないフォークの持ち方をしていたのを鮮明に覚えていて、それが正しい持ち方なのか、昨年のノーベル賞の晩餐会で隣り合わせた王室の方に尋ねられたということが載っておりました。「疑問」を放置せずに探求の光を当てるというその好奇心に、また別の意味から深く感銘を受けました。

さて、新しく出来ました民主党政権では教員養成6年制を目指しているようです。この度の更新制議論の背景には、教員に対する保護者等の不信感があります。今教師に求められています当り前のこととは、①興味を持たせる授業、②的確な生徒指導、③時代に合った知識や技能を身に付けるよう研鑽することだと、新聞の社説で論じられていました。この当り前の前提として、「情熱」と「使命感」が必要なことは申すまでもございません。全国学力テストの結果について、市内各校においては真摯に受け止め、市民や保護者の期待に応えられますよう、管理職の皆さんにはさらにご尽力をお願いしたいと思います。

前回教育委員会後の委員長としての出席行事は、9月14日から16日までの3日間、また24日に、市議会の本会議に出席しました。

本日の議案はご案内の他に追加議案が1件ございます。委員各位の活発なご議論をお願い致しまして、開会のご挨拶と報告と致します。

それでは、次に米田教育長から、第13回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をお願い致します。

〈米田教育長〉

岸田委員長職務代理におかれましては、体調不良により、委員長が今言われましたように、本日の定例会議と14日に神戸で開催の近畿市町村教育委員会連合会研修会の欠席届が出ております。

動静に入りますまでに、学校を巡る状況、課題についてご報告、ご紹介させていただきます。

1点目はインフルエンザが猛威を振るっております。学校閉鎖まではまだいっておりませんが、状況については後ほど学校教育課長から報告しますが、祭や町民運動会等子ども達が非常に楽しみにしており、また地域でも活躍をするということで、地域の方も大変期待をしておられる行事に、「学級閉鎖なら参加出来ないのか。」という問合せも幾つか入ってきております。教育委員会としましては、「夜、練習に参加させてはいけないのか。」という質問に対しましては、事情は痛いほど分かりますけれども、「元気ならば、学校閉鎖中でも地域の行事に参加しても良い。」という指令を出すわけにもいかず、「閉鎖中は家庭で安静にとというのが原則である。」と指示したいと思っております。

2点目ですが、10月3日の土曜日の午後に、自転車に乗っておりました郷小学校5年生男子が、車にはねられて意識不明の重症という事故がございました。地面に叩きつけられて、ヘルメットを被っていなかったら即死だったろうというようなくらい、大きな事故であります。現在、まだ意識不明であります。6時間にも亘る大手術を受けたわけですが、一命は取り留めるといふ可能性も出てきたかなというくらい重症ということになります。一日も早く意識が回復することをお祈りし、交通事故にはお互いに気を付けたいと思います。

3点目ですけれども、9月議会は明日7日で最終日になります。竹野小学校を間人小学校へ統合する学校条例一部改正について、9月18日にその問題を取り扱います特別委員会で審査をして可決をしていただきました。その報告をし、議会で議決を頂き、正式決定ということになります。いよいよ動き出す直前になって参りました。

それでは、動静について資料により簡単に説明させていただきます。

「平成21年9月動静表」朗読説明

〈上羽委員長〉

ただ今の教育長報告について、ご質問等ありましたらお願いを致します。

次に会議録の承認を行います。第13回の署名委員は岸田委員です。会議録については、すでにお手元に送付しておりますが、原案のとおり承認してよろしいですか。

〈全委員〉

了承。

〈上羽委員長〉

原案どおり承認を致します。

それでは、本日の会議録署名委員の指名を致します。

文珠委員を指名しますのでお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第122号「京丹後市立学校勤務府費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の制定について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

教育次長から説明致します。

〈水野教育次長〉

それでは、議案第122号「京丹後市立学校勤務府費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の制定について」、説明をさせていただきます。

今回この取扱要綱を制定しようとするのは、京丹後市立小中学校にお勤めの府費負担教職員の旧姓を使用する場合の取扱いについて基準を定めるものでございます。目的は、教職員の個性の尊重と働きやすい職場環境づくりを進めようとするものでございます。なお、この要綱につきましては、参考資料としてお付けしておりますように、京都府立学校職員旧姓使用取扱要綱の例に倣って組立てをさせていただいております。

それでは、別紙のところから要点の説明を致します。

まず、趣旨であります。先ほども簡単に申し上げましたとおり、訓令という形で制定したいと思っておりますけれども、京丹後市立の小中学校に勤務していただいております府費負担教職員でありまして、これらの方々に婚姻、養子縁組その他の事由によりまして、戸籍上の氏を改められた方が引続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」と申します）、旧姓を使用する場合の取扱について定めるものでございます。

第2条でこの旧姓を使用することが出来る文書等ということで明示しておりますが、旧姓を使用することが出来る文章等は、法令に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれがないものとしております。第2項で、旧姓を使用することができる文書等の例は、京都府立学校職員旧姓使用取扱要綱の別表を適用するとしております。そこで参考資料の別表をご覧頂きたいと思っております。ここに別表と致しまして欄外に、法令に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれがない文書等の例と致しまして、（1）から（5）までということで、文書の例が示されております。これらの（1）から（5）に該当する文書について、旧姓を使用することを認めるものとするということにしたいと考えております。

旧姓を使用する場合の手続きにつきまして、以下、第3条から第6条に亘って手続きを定めております。まず、様式第1号（第3条関係）のところから具体的に見ていただいたほうが良いかと思っておりますので、様式をご覧いただきたいと思っております。様式第1号（第3条関係）は、教職員が旧姓使用を承認する必要があるときに、京丹後市教育委員会教育長宛に出す承認申請書の様式がこれでございます。続きまして、様式第2号がこれに対しまして、京丹後市教育委員会教育長が旧姓を使用することを承認する通知書の様式です。様式第3号につきましては、これら旧姓を使用する職員に関する職員台帳の様式となっております。様式第4号（第5条関係）では旧姓使用中止届ということで、これは旧姓使用を届けて承認を受けた教職員が、旧姓の使用を中止するときに出していただく届出の様式でございます。次に様式第5号（第5条関係）では、これに対して京丹後市教育委員会教育長が旧姓使用中止を通知する際の通知の様式でございます。なお、様式第6号で最後に付け

ておりますのは、教育長以外の任命権者等から旧姓使用の承認を受けた職員については、旧姓使用職員異動届（様式第6号）に当該承認を受けたことを証する書類を添付の上、校長を経由して教育長に提出することにより、教育長が旧姓の使用を承認したものとみなすということで、第3条、第4条に規定しておりますこれらの手続きを省略することが出来るとするものでございます。

以上のように様式に沿ってご説明を致しましたけれども、これらは京都府の要綱に示されております旧姓を使用しても差し支えない文書等の例に、旧姓を使用する際あらかじめこの旧姓を使用する承認申請の手続きや、それに対する教育長からの通知であるとかいった一連の手続きをここに明記して定めたものでございます。以上でございます。

〈上羽委員長〉

議案第122号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いを致します。

この使用しても良いという別表の中で、名刺のことですけれども、「京丹後市立〇〇小学校 姓名」となっている場合に許されるのでしょうか。名前だけの名刺ではおかしな事になってくるという疑問が生じますけれども、そこはどうでしょうか。

〈水野教育長〉

姓名のことでしょうか。

〈上羽委員長〉

名刺には旧姓を使用しますね。私が申し上げるのは、「どこの学校に勤務している〇〇です」という名刺なら理解出来るのですけれども、その肩書きがなかったときには、一般に対してあたかもこれが本人かのようにとられる名刺になるわけですね。これは、学校の関係について認めるということになるけれども、認めてもらったほうにしてみたら、作家や有名人が使っているのと同じ感覚で、源氏名と言えれば変な話になりますが、肩書きなしに使うという事になってくると、市民や保護者に対してちょっと混乱をきたす原因になりはしないかなと思います。「〇〇学校の〇〇」という名刺だったら、何ら違和感を持たないのですが。

〈水野教育次長〉

ただ今のご質問ですけれども、肩書きがあっても、なくても、旧姓を使用しても差し支えないものと解釈しております。

〈上羽委員長〉

そうなるときに、旧姓を使っても良いというのは、組織内で旧姓を使っているほうが有益だということです。人間関係の面や、保護者から何年経っても、あの先生だと言ってもらえます。名刺というものを作ったということになると、私がどんな名前を使っても良いということになると、それが何かで受け取った側と信頼関係で相違が生じたときに、如何にもいい加減なことだなという印象を受け取ったほうに与えないかなという疑義があるので、それは人格の問題になってくると思います。あくまでも、学校の規則を定め

るということは、業務の範囲内、職務の中での規則だと私は思っており、一般の市民ということではないと思っているので、そのことが少し引っかけります。

〈米田教育長〉

これの効力があるのは、職務の中だけです。個人的にどうしようと、学校に不評をかうような行動をしようと、個人の自覚ということになりますね。ただ、考えは古いかも知れませんが、夫婦別姓、旧姓をそのまま使うことが果してその人の人権を尊重することになるのかと考えると、どうも馴染みませんが。

〈上羽委員長〉

私が敢えてそんなことを申し上げましたのは、別表に掲げている他の内容を見たら、全部学校内での事務等です。名刺ということになると、どこにでもこれはいくわけですから、使用に関するセーフティネットはないのかと危惧したので言わせてもらいました。

他にありませんか。

特にないようですので、お諮りを致します。議案第122号「京丹後市立学校勤務府費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈上羽委員長〉

次の議案に入らせていただきます。

議案第123号「京丹後市小・中学校音楽フェスティバルに係る共催について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これについても、教育次長から説明致します。

〈水野教育次長〉

議案第123号について説明をさせていただきます。「京丹後市小・中学校音楽フェスティバルに係る共催について」ですが、申請者は京丹後市小・中学校音楽フェスティバル実行委員会からでございます。この催物につきましては、例年開催されている小中学校が参加して行われます音楽フェスティバルでありますけれども、今年につきましては11月14日、丹後文化会館を会場に開催されます。出演校につきましては、添付しております実施要綱の10番に付しています学校が出演することになっております。教育委員会として共催をさせていただきたいと考えております。

〈上羽委員長〉

議案第123号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第123号「京丹後市小・中学校音楽フェスティバルに係る共催について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈上羽委員長〉

次の議案に入らせていただきます。

議案第124号「第18回京丹後市小学校駅伝競走大会に係る共催について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これについても、教育次長から説明致します。

〈水野教育次長〉

議案第124号「第18回京丹後市小学校駅伝競走大会に係る共催について」、説明を致します。本件につきましては、京丹後市小学校体育連盟からの共催の申請に関するものでございます。この催し物につきましても、毎年度実施されている市内小学校の駅伝競走大会に係るものでございます。今年度につきましては、10月24日、峰山途中ヶ丘運動公園周回道路をコースとして開催されます。市内の小学校から原則5・6年生で編成されるチームによりまして競われる、駅伝競走大会でございます。出場チームにつきましては、それぞれの学校の6年生の学級数以内という規定になっております。例年共催をさせていただいておりました、今年度につきましても共催をさせていただきたいと思っております。以上です。

〈上羽委員長〉

議案第124号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

特にございませんか。

それではお諮りを致します。議案第124号「第18回京丹後市小学校駅伝競走大会に係る共催について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈上羽委員長〉

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第125号から議案第136号の12議案については、いずれも後援の議案でございます。一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈全委員〉 異議なし。

〈上羽委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第125号「第2回「京丹後市・木津川市」友好都市青少年少女合唱団交歓演奏会に係る後援について」、議案第126号「丹後吹奏楽団第21回定期演奏会に係る後援について」、議案第127号「第14回京丹後市ソフトバレーボール大会に係る後援について」、議案第128号「第3回ドコバレー杯 ソフトバレーボール交流会に係る後援について」、議案第129号「平成21年度京丹後市PTA協議会研究大会に係る後援について」、議案第130号「第46回弥栄町文化祭に係る後援について」、議案第131号「第35回丹後町地区対抗駅伝競走大会に係る後援について」、議案第132号「第25回小学生駅伝大会に係る後援について」、議案第133号「第1回 浦島カップ in 網野 少年サッカー大会U-11に係る後援について」、議案第134号「JFAキッズ(U-6/U-8)&レディース/ガールズ サッカーフェスティバル2009 & JFAファミリーフットサルフェスティバル2009に係る後援について」、議案第135号「第18回上山杯争奪青少年少女柔道大会に係る後援について」、議案第136号「第18回中野真理子杯 京丹後市小学生バレーボール大会(新人大会)に係る後援について」の12議案を一括議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これらについても、教育次長から説明致します。

〈水野教育次長〉

それでは、ただ今上程の12議案につきまして、順次説明をさせていただきます。

まず、議案第125号「第2回「京丹後市・木津川市」友好都市青少年少女合唱団交歓演奏会に係る後援について」、説明を致します。本件については、木津川市青少年少女合唱団代表からの後援申請でございます。この事業は、本市と友好都市を結んでおります京都府木津川市との友好協定に基づきまして行われる一環の事業であります。今年11月22日、木津川市山城総合文化センターを会場と致しまして、本市の児童合唱団4団と木津川市の青少年少女合唱団3団、計7団による交歓演奏会に関する後援申請でございます。

次に議案第126号「丹後吹奏楽団第21回定期演奏会に係る後援について」であります。本件は丹後吹奏楽団からの後援申請でございます。この事業につきましては、今年11月29日、丹後文化会館を会場に行われます丹後吹奏楽団の第21回定期演奏会に係る後援申請でございます。例年後援をさせていただきます。

次に議案第127号「第14回京丹後市ソフトバレーボール大会に係る後援について」であります。本件につきましては、京丹後市ソフトバレーボール協会からの後援申請でございます。この事業につきましては、今年10月25日、京丹後市丹後社会体育館を会場として行われますソフトバレーボールの大会でございます。男女混合の部と女性の部の2部に亘っての大会となっております。

次に議案第128号「第3回ドコバレー杯 ソフトバレーボール交流会に係る後援について」であります。本件につきましても先ほどの京丹後市ソフトバレーボール協会からの後援申請でございます。この事業につきましては、11月8日、丹後社会体育館を会場に開催されるドコバレー杯のソフトバレーボール交流会でございます。

次に議案第129号「平成21年度京丹後市PTA協議会研究大会に係る後援について」であります。本件は京丹後市PTA協議会からの後援申請でございます。この催し物は、11月29日、峰山総合福祉センターを会場に開催される、本市PTA協議会の研究大会でございます。各ブロックの発表、或いは個人、団体に係る表彰等のセレモニーが行われるとお聞きしております。

次に議案第130号「第46回弥栄町文化祭に係る後援について」であります。京丹後市文化協会からの後援申請でございます。本件につきましては、10月31日と11月1日に行われます総合展示会、並びに11月1日に行われます囲碁大会並びにお茶席に関する後援の申請でございます。

次に議案第131号「第35回丹後町地区対抗駅伝競走大会に係る後援について」であります。本件は京丹後市体育協会丹後支部からの後援申請でございます。この催し物は今年11月8日、丹後町内を会場と致しまして丹後町の地区対抗という形で行われます、例年の駅伝競走大会でございます。

続きまして議案第132号「第25回小学生駅伝大会に係る後援について」であります。本件は京丹後市体育協会網野支部からの後援申請でございます。これは、網野町内の小学4年生以上を対象として行われる男子の部、女子の部で構成される駅伝大会に係るものでございます。

次に議案第133号「第1回 浦島カップ in 網野 少年サッカー大会U-11に係る後援について」であります。第1回ということで初めての後援申請でございます。本件は網野スポーツクラブからの後援依頼でございます。この催し物につきましては今年10月31日から11月1日まで、八丁浜芝生広場サッカー場を会場として行われます、少年のサッカー大会でございます。

次に議案第134号「JFAキッズ(U-6/U-8) & レディース/ガールズ サッカーフェスティバル2009 & JFAファミリーフットサルフェスティバル2009に係る後援について」であります。本件は京丹後市サッカー協会からの後援申請でございます。2つの中身が含まれておりますけれども、1つは11月29日に網野中学校体育館を会場に開催されます「JFAキッズ(U-6/U-8) & レディース/ガールズ サッカーフェスティバル2009」で、これにつきましては4歳から8歳の子ども並びに女性

の皆さんが参加されるサッカーフェスティバルでございます。もう1件の「JFAファミリーフットサルフェスティバル2009」につきましては、11月22日、網野中学校体育館を会場に開催されます家族を対象としたフットサルのフェスティバルでございます。

次に議案第135号「第18回上山杯争奪少年少女柔道大会に係る後援について」であります。本件は京丹後市柔道連盟からの後援申請でございます。この事業につきましては、10月25日、京丹後市網野体育センター柔道場を会場に開催される柔道の大会でございます。個人戦と団体戦に分かれて優勝が競われます。

最後に議案第136号「第18回中野真理子杯 京丹後市小学生バレーボール大会（新人大会）に係る後援について」であります。本件は京丹後市小学生バレーボール連盟からの後援申請でございます。この催し物につきましては2つの内容が含まれておりますが、11月21日に大宮社会体育館を会場にバレーボール教室を、11月22日に大宮社会体育館と大宮中学校体育館で本大会ということで大会が行われます。小学生6人制のバレーボールで、女子のバレーボールの大会でございます。

以上一括して説明させていただきましたけれども、いずれも教育委員会として後援させていただくのにふさわしい内容であると判断しておりまして、提案をさせていただきます。

〈上羽委員長〉

ただ今、後援議案につきまして、12議案の説明をいただきました。

まず、議案第125号「第2回「京丹後市・木津川市」友好都市少年少女合唱団交歓演奏会に係る後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

次に、議案第126号「丹後吹奏楽団第21回定期演奏会に係る後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

次に、議案第127号「第14回京丹後市ソフトバレーボール大会に係る後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

次に、議案第128号「第3回ドコバレー杯 ソフトバレーボール交流会に係る後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

次に、議案第129号「平成21年度京丹後市PTA協議会研究大会に係る後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

次に、議案第130号「第46回弥栄町文化祭に係る後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

次に、議案第131号「第35回丹後町地区対抗駅伝競走大会に係る後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

次に、議案第132号「第25回小学生駅伝大会に係る後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

次に、議案第133号「第1回 浦島カップ in 網野 少年サッカー大会U-11に係る後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

次に、議案第134号「JFAキッズ(U-6/U-8) & レディース/ガールズ サッカーフェスティバル2009 & JFAファミリーフットサルフェスティバル2009に係る後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

次に、議案第135号「第18回上山杯争奪少年少女柔道大会に係る後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

次に、議案第136号「第18回中野真理子杯 京丹後市小学生バレーボール大会（新人大会）に係る後援について」、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

それでは全体を通してのご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

それでは、順次お諮りを致します。

議案第125号「第2回「京丹後市・木津川市」友好都市少年少女合唱団交歓演奏会に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第126号「丹後吹奏楽団第21回定期演奏会に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第127号「第14回京丹後市ソフトバレーボール大会に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第128号「第3回ドコバレー杯 ソフトバレーボール交流会に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第129号「平成21年度京丹後市PTA協議会研究大会に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第130号「第46回弥栄町文化祭に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に議案第131号「第35回丹後町地区対抗駅伝競走大会に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第132号「第25回小学生駅伝大会に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第133号「第1回 浦島カップ in 網野 少年サッカー大会U-11に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第134号「JFAキッズ(U-6/U-8) & レディース/ガールズ サッカーフェスティバル2009 & JFAファミリーフットサルフェスティバル2009に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第135号「第18回上山杯争奪少年少女柔道大会に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第136号「第18回中野真理子杯 京丹後市小学生バレーボール大会（新人大会）に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

それでは引き続きまして、追加議案ということで、議案1件が準備されていますので、議案の審議をお願いしたいと思います。

議案第137号「専決処分の承認について（網野体育センター剣道室での事故に係る損害賠償）」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件についても教育次長から説明致します。

〈水野教育次長〉

議案第137号「専決処分の承認について」説明を致します。この件につきましては、まず事故の概要についてご説明致します。昨年9月24日、京丹後市網野町網野418番地にあります網野体育センターの剣道室におきまして、卓球サークルに所属されておりました中村千恵美さんという方が、卓球台を設置しようとしていましたところ、開脚式の卓球台の脚が上手く開かなかったために卓球台のバランスが崩れまして、卓球台が倒れこんできたということがございました。それを避けようとして床に倒れこまれた際に、腰骨を骨折されるという傷害事故が発生致しました。教育委員会と致しましては、その状況確認をしたり、相手方にお見舞いの言葉を申し上げに行ったり致しまして対応させていただきましたけれども、結果と致しまして保険会社に仲介をいただきまして、市としては管理上の問題点がある、使用者側については使用についての注意・配慮の問題もあるということで、市と相手方で損害過失割合を50%ずつということで査定をいただきまして、先日、損害賠償の額を市が中村千恵美さんに対して25万8,325円お支払いするという

ことで円満に解決するということになりましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、本件につきましては、明日の市議会本会議で報告をさせていただく中身となっております。この中身につきまして9月29日に専決処分させていただいたということです。以上です。

〈上羽委員長〉

議案第137号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

この案件の場合に過失割合が5割であるということで、これは保険会社等の法的なことを含めての判断だと思われます。我々が一般的に考えますときに、この器具に例えば留め金がついているのにも係わらず、それが破損していてそれが原因で倒れたというような瑕疵があったらですけれども、そういうことがなく、床に穴が開いていたわけでもなく、市が提供している物を使っていて、100%完全に使える状態にも係わらず、使用する人間の過失によってこういう事故が起きたときに、50対50の過失割合になるのは、逆に言えばそんなに負担がかかるようなことであれば、大きな事故が起こることも考えられることからすれば、理論的には、一般の人に貸出をしないほうが、市としては負担が出て来る可能性が生じないということになってきます。当然、弁護士とも相談されたと思うんですけども、保険会社がそういう判断をされました。例えば正規の駐車場に車が停まっている、相手が当たってきたのに、「あなたの車がここにあったから、私の車が当たった。あなたが車に乗ってようが、乗っておるまいが、正規の場所に停めてようが、あなたの車がここにあったから、私の車が当たって私の車にも損害が起きたので、過失相殺をしてくれ。」という理屈に近いような印象を受けるのですけれども。その辺のことは何も聞いていなかったのかなと思います。

〈水野教育次長〉

補足させていただきますけれども、この事故の原因になりました卓球台につきましては、先ほど説明致しましたように開脚式の卓球台で、終われば脚を閉じる形のもので、事故の起きる前から脚の開閉が非常に調子が悪いということがありましたために、職員が開脚・閉脚に関係する留め具の一部に、適正な部品でないものを代用する形で修理を施しておりましたけれども、なおかつ具合が悪かったというようなこともありまして、その部分に市側の瑕疵が若干あるのではないかとということもありまして、結果的に50対50で過失割合の査定が行われました。

〈上羽委員長〉

そこまで説明を受けたら納得出来ますが、そうでなかったら、そんな馬鹿なことがあるわけないと感じます。

他にございませんか。

それではお諮りを致します。議案第137号「専決処分の承認について（網野体育センター剣道室での事故に係る損害賠償）」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈上羽委員長〉

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈水野教育次長〉

① 教育委員会事務局職員の人事異動について（10月1日付）

社会教育課職員 下田主任 育休から復帰  
田中屋敷主任 久美浜地域公民館より大宮庁舎へ異動

② 社会教育指導員の体制について

9/30付 安田社会教育指導員 退職  
10/1付 宮本社会教育指導員 久美浜地域公民館より網野地域公民館へ異動

③ その他

大下副市長が明日付けで退任

(2) 各課報告

〈学校教育課〉

① 10月学校行事予定について

② インフルエンザによる学年・学級閉鎖の状況について

〈社会教育課〉

① 平成21年度京都府社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修について

9/10 講演会、実践発表及び協議

③ 第12回丹後町小学生陸上記録会について

9/22 トラック競技及びフィールド競技

大会新記録が8競技ある

③ 全国大会出場報告、激励について

9/24 本田大智さん（男子中学生ウエイトリフティング50kg級）優勝

織田康博さん（レスリング 成年男子グレコローマンスタイル55kg級）3位

④ 第26回国民文化祭について

京丹後市の実施事業（平成23年）

- ・ 10/29・30 小町ろまん「短歌大会」
- ・ 11/3 シルクファッションフェスティバル
- ・ 11/6 シンポジウム「健康長寿」（百歳健康長寿推進のまちづくり）

平成21年度の取組、運営体制、実行委員メンバー等について

〈文化財保護課〉

- ① 古代の里まつりについて
- ② 大宮町森本 松山遺跡発掘調査について  
3箇所から古墳時代、奈良時代の土器を発掘

(3) その他

今後の日程

- ① 平成21年度近畿市町村教育委員研修大会  
10月14日(木) 神戸文化ホール
- ② 平成21年度丹後地方教育委員会連合会教育委員等視察研修  
10月21日(水) 兵庫県多可町教育委員会
- ③ 平成21年度京都府市町村教育委員会研修  
11月4日(水) ルビノ京都堀川
- ④ 平成21年度市町村教育委員会研究協議会(第2ブロック)  
(文部科学省と開催地との主催)  
11月19日(木)～20日(金) 滋賀県大津市

〈上羽委員長〉

全体を通して、何かご質問がありますか。

それでは、以上で第14回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。皆様ご苦勞様でございました。

〈閉会 午後4時16分〉

[11月定例会 平成21年11月5日(木) 午後4時00分]